

東三河国有林の地域別の森林計画書（案）

（東三河森林計画区）

	計	画	期	間
自	令和	5年	4月	1日
至	令和	15年	3月	31日

林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：令和５年４月１日～令和１５年３月３１日までの１０ヵ年計画）は、森林法第７条の２の規定に基づき、林野庁中部森林管理局長が全国森林計画に即して樹立する森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 〇は、単位未満のものである。

目 次

I	計画の大綱	- 1 -
1	森林計画区の概況	- 1 -
(1)	位置及び面積	- 1 -
(2)	自然的背景	- 1 -
(3)	社会経済的背景	- 2 -
(4)	森林・林業の動向等	- 2 -
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	- 4 -
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	- 5 -
(1)	森林の整備及び保全の基本的な考え方	- 5 -
(2)	森林の整備及び保全の推進方向	- 5 -
(3)	森林の整備及び保全の重点事項	- 6 -
(4)	林道等及び治山施設の整備	- 6 -
II	計画事項	- 8 -
第1	計画の対象とする森林の区域	- 8 -
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	- 9 -
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	- 9 -
(1)	森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	- 9 -
(2)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	- 11 -
2	その他必要な事項	- 11 -
第3	森林の整備に関する事項	- 12 -
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	- 12 -
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	- 12 -
(2)	立木の標準伐期齢	- 14 -
(3)	その他必要な事項	- 14 -
2	造林に関する事項	- 15 -
(1)	人工造林に関する事項	- 15 -
(2)	天然更新に関する事項	- 17 -
(3)	その他必要な事項	- 18 -
3	間伐及び保育に関する事項	- 19 -
(1)	間伐の標準的な方法	- 19 -
(2)	保育の標準的な方法	- 20 -
(3)	その他必要な事項	- 21 -
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	- 22 -
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	- 22 -
(2)	その他必要な事項	- 23 -

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項.....	24
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方.....	24
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	25
(3)	林産物の搬出方法等	25
(4)	その他必要な事項	25
6	森林施業の合理化に関する事項	26
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	26
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針.....	26
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針.....	26
(4)	その他必要な事項	26
第4	森林の保全に関する事項	28
1	森林の土地の保全に関する事項	28
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区.....	28
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	28
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	29
(4)	その他必要な事項	29
2	保安施設に関する事項	30
(1)	保安林の整備に関する方針	30
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	30
(3)	治山事業の実施に関する方針	30
(4)	その他必要な事項	30
3	鳥獣害の防止に関する事項	32
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	32
(2)	その他必要な事項	32
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項.....	33
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	33
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	33
(3)	林野火災の予防の方針	33
(4)	その他必要な事項	33
第5	計画量等	34
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	34
2	間伐面積	34
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	34
4	林道の開設及び拡張に関する計画	35
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	36
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	36
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等.....	36
(3)	実施すべき治山事業の数量	36

第6	その他必要な事項	- 37 -
1	保安林その他制限林の施業方法	- 37 -
2	その他必要な事項	- 44 -
(1)	森林整備への多様な主体の参加	- 44 -
(2)	木材利用の拡大	- 44 -
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法.....	- 45 -
1	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林.....	- 45 -
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	- 46 -
(1)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林.....	- 46 -
(2)	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林.....	- 46 -
(3)	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林.....	- 46 -
別表2	鳥獣害防止森林区域	- 47 -

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

全国森林計画の木曽川広域流域に属する本計画区は、愛知県の東部に位置し、豊橋市等 5 市 2 町 1 村からなる。その区域面積は 172 千 ha で愛知県全体 517 千 ha の 33% を占めており、そのうち、本計画の対象となる国有林面積は 8 千 ha で 2 市 1 町 1 村に所在している。

計画区の北部は岐阜県の木曽川森林計画区及び長野県の伊那谷森林計画区、東部は静岡県の大天宮森林計画区、西部は尾張西三河森林計画区と接している。また、南部は遠州灘と三河湾に面している。

(2) 自然的背景

ア 気候

本計画区の気候は、太平洋の黒潮の影響を受けて、一般的に温暖で夏期多雨、冬期乾燥型となっている。また、南部は四季を通じて温和であるが、北部の山間部はやや内陸性を帯び冬の冷え込みは厳しい。

イ 地形

本計画区の地形は、西部は美濃三河高原の寧比曾岳、本宮山などの山地が、北部は愛知県内最高峰の茶臼山をはじめ三国山などの山々が連なり、東部は静岡県と境をなす鳶ノ巣山、富幕山、弓張山系などを経て南部の豊橋平野へ続いている。

水系は、段戸高原を源とする豊川が計画区を縦断し、明神山を源とする宇連川と新城市で合流したのち渥美湾に注いでいる。一方、北東部では天竜川支流の大入川と大千瀬川が東流しているほか、段戸川、名倉川などが北流し、岐阜県境の矢作川に注いでいる。

ウ 地質

本計画区の地質は、北部の山地には花崗岩類と領家変成岩類が、中央部の鳳来寺山周辺は設楽火山岩類が、南部の中央構造線にある豊川を境に外帯を三波川変成岩類、内帯を領家変成岩類が分布している。平野部の大部分は沖積層となっており、渥美半島部には洪積層及び中・古生層が分布している。

エ 土壌

本計画区の土壌は、北部の山地に褐色森林土が広く分布し、平野部に接する丘陵地は黄色系褐色森林土が分布している。平野部は黒色土、グライ等が混在し、渥美半島には黄色土と未熟土が分布している。

(3) 社会経済的背景

ア 交通

本計画区の交通網は、南部に J R の東海道新幹線、東海道本線、飯田線の鉄道及び新東名高速道路、東名高速道路、国道 1 号線の大動脈が集中し、国道 151、257 号線が計画区を縦断し、豊橋市等を中心に国道 23、42、253、301、362、420、473 号線などの道路が縦横に伸びている。また、三遠南信自動車道の整備も進められており、地域経済活動の発展に重要な役割を果たしている。

イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の 33% を占める 172 千 ha で、そのうち森林が 109 千 ha (63%)、農地が 22 千 ha (13%)、その他が 42 千 ha (24%) となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は 741 千人であり、愛知県の総人口 7,497 千人の 10% を占めている。また、人口動態は愛知県全体では増加傾向であるが、本計画区においては漸減傾向にあり、平成 29 年に比べ 13.8 千人減少している。

人口密度は 430 人／km² で愛知県全体の 1,450 人／km² に対し 30% となっている。

東三河森林計画区における人口等

区分	愛知県全体(A)	東三河森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	7,497,875 人	741,087 人	10%
人口密度	1,450 人／km ²	430 人／km ²	30%

注 人口総数は、愛知県県民文化局統計課「市町村別推計人口と世帯数（令和 4 年 3 月 1 日現在）」による。

(4) 森林・林業の動向等

本計画区は、愛知県の東部に位置し、総面積は 172 千 ha と愛知県全体の 33% を占め、県下の尾張西三河森林計画区と比べ小さな計画区となっている。

本計画区の森林面積は総面積の 63% に当たる 109 千 ha で、県下森林面積の 50% を占めている。旧南・北設楽郡は、古くからの林業地で、スギ、ヒノキの人工造林が行われ、「三河材」の産地形成が推進されている。また、茶臼山や本宮山などの山地と、豊川や鳳来峡をはじめとする美しい渓谷、林業地の整備された人工林が織りなす森林美等の優れた自然景観に恵まれている。

本計画区の国有林の面積は 7.6 千 ha で、計画区全体の森林面積の 7% を占め、天竜奥三河・愛知高原国定公園 0.7 千 ha、石巻山多米・段戸高原・桜淵県立自然公園 4.8 千 ha が指定されて、自然環境の保全形成及び国民の保健休養の場の提供等公益的機能の発揮の上で重要な役割を果たしている。

森林の現況は、スギ、ヒノキを主とした人工林が多く、人・天別面積では、人工林が 6.4 千 ha (89%)、天然林が 0.8 千 ha (11%) となっている。

人工林の樹種別面積割合では、スギが 11%、ヒノキが 77%、その他が 12% で、ヒノキが特に多くなっている。人工林の齢級配置は、8 齢級から 12 齢級が多く、その面積は 2.7 千 ha と人工林面積の 42% を占めている。蓄積は人工林 1,953 千 m³、天然林 151 千 m³ となっている。

なお、林業就業者数は 270 人で、5 年前と比べ 41 人減少、10 年前と比べ 74 人減少している。

東三河森林計画区における林業就業者数

区分	R2	H27	H22
東三河森林計画区	270人	311人	344人
愛知県全体	669人	730人	772人

注 林業就業者数は総務省統計局「令和 2 年国勢調査」による。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年（平成30年度～令和4年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。

伐採に関しては、分収林の入札不調や分収林契約者の意向を踏まえた伐期延長、実行段階で現地を精査した結果一部伐採を見合わせたことなどから、計画を下回る実績となった。

造林に関しては、植栽を伴う主伐が少なかったことや、天然更新の完了判定調査において稚幼樹の生育状況からみて経過観察を要する箇所があったことなどから、計画を下回る実績となった。

林道の開設及び拡張に関しては、中部森林管理局全体で優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した結果、計画を下回る実績となったが、優先すべき箇所の開設及び拡張を実施した。

保安林の指定に関しては、受益対象との位置関係等を精査した結果、指定を行わなかった。保安林の解除については、道路用地とするため計画外の解除を行った。

治山事業に関しては、緊急性、重要性を考慮し、より優先すべき地区において実行した結果、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5カ年の実行結果の概要

	計画		実行	
伐採立木材積	279	千 ³ m	208	千 ³ m (75)
主伐	126	千 ³ m	74	千 ³ m (59)
間伐（材積）	153	千 ³ m	134	千 ³ m (88)
間伐（面積）	1,144	ha	899	ha (79)
造林面積	734	ha	110	ha (15)
人工造林	272	ha	110	ha (40)
天然更新	462	ha	0	ha (0)
林道等の開設及び拡張	開設： 10 km 拡張： 1 km		開設： 3 km (30) 拡張： 4 km (400)	
保安林等の指定・解除	指定： 174 ha 解除： - ha		指定： - ha 解除： 0 ha	
水源かん養	指定： 120 ha 解除： - ha		指定： - ha 解除： 0 ha	
災害防備	指定： 55 ha 解除： - ha		指定： - ha 解除： - ha	
保健、風致の保存等	指定： - ha 解除： - ha		指定： - ha 解除： - ha	
治山事業	18	地区	14	地区 (78)

注 （ ）内の数値は計画量に対する実行量の割合（％）である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林が本格的な利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう配慮する。

本計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。また、本計画の樹立に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林 GIS の効果的な活用を図る。

(2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

（３）森林の整備及び保全の重点事項

本計画区は、「三河材」の産地形成が進められるとともに、国有林においても段戸国有林を中心として古くから人工林施業が行われた地域であり、木材の供給に加え高い造林技術など先進的な林業地として位置づけられている。

また、東三河地域の主要な水源としての役割はもとより、国定公園など各種自然公園に指定されレクリエーションの場などとして多くの地域住民等に利用されている。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した育成複層林施業による針広混交林化、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護・管理のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じ、公益的機能の高度発揮を図るための森林の適切な整備、保全・管理を推進する。

（４）林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養^{かん}及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

II 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積□

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		7,580.81	
市町村別内訳	豊橋市	1,135.45	
	新城市	827.15	
	設楽町	5,590.46	
	豊根村	27.75	

注 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺地域の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施策を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施策を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を行う必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

保健・レクリエーション機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が多い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態□

		単位 面積：ha	
区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	6,379	6,270
	育成複層林	368	478
	天然生林	571	571
森林蓄積(m ³ /ha)		287	300

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持させる森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林や、針葉樹と広葉樹など異なる林相の林分がモザイク状に混ざり合った森林。

3 「天然生林」とは、主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。このほか、未立木地、竹林等を含む。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の（1）に定める「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法」によるものとする。

また、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採との連たん等を十分考慮することとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

その際、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めることとする。

また、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の増加、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは65年、カラマツは60年を基準とする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を

構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

その際、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状による伐採も検討することとする。

(ア) 複層伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。複層状態の森林を造成するため、おおむね 70%以内で伐採方法等に応じた適切な伐採率とし、帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する。

(イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率（30%以内（保安林にあつては、指定施業要件に定められた択伐率（上限 40%）の範囲内）。ただし、その他法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内。）、繰り返し期間（回帰年）によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然生稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 10 条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹 種					備考
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	その他 針葉樹	その他 広葉樹	
東三河全域	4 0	4 5	4 0	4 0	2 0	

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新別に次により定めることとする。

なお、保安林にあつては、保安林の指定施業要件に定められた樹種及び植栽本数の基準により行う。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定については、普通苗（裸苗）のほか、施工性に優れたコンテナ苗の活用を図るとともに、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の導入に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化の観点から、植栽本数を可能な限り減らすよう努めることとする。

樹種別植栽本数の目安

単位：本/ha

樹 種	スギ	ヒノキ	カラマツ
植栽本数	1,500～3,000	1,500～3,000	1,500～2,500

注 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

(イ) 地拵方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意し、筋刈地拵を基本として実施することとする。

その際、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めるものとする。

(ウ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し原則春植えとするが、秋植えとすることもできる。コンテナ苗を使用する場合はこれによらず行うことができる。

(エ) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新補助作業の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の有用樹種とし、次表のとおり例示する。

針広別	科	属	種 名	別 名	備 考
針葉樹	マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯
		マツ	クロマツ		
			アカマツ		
			チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ	
			ゴヨウマツ	ヒメコマツ	
		モミ	ウラジロモミ		
			モミ		
			シラビソ	シラベ	亜高山帯
			オオシラビソ	アオモリトドマツ	亜高山帯
		トウヒ	トウヒ		亜高山帯
			ハリモミ	バラモミ	
			イラモミ	マツハダ	
			ヒメマツハダ		
	ツガ	ツガ	ツガ		
		コメツガ	コメツガ		亜高山帯
	スギ	スギ	スギ		
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ		
	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ		
			サワラ		
		ネズコ	ネズコ	クロベ	
		アスナロ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ	
	イチイ	イチイ	イチイ		
		カヤ	カヤ		
	その他の郷土樹種				
広葉樹	クルミ	クルミ	オニグルミ		
		サワグルミ	サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ	
	ヤナギ	ヤマナラシ	ドロヤナギ	ドロノキ	亜高山帯
	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ		
			ケヤマハンノキ		
		カバノキ	ウダイカンバ	マカバ、マカンバ	
			シラカバ	シラカンバ	
			ダケカンバ	ソウシカンバ	亜高山帯
			ミズメ	アズサ	
		アサダ	アサダ		
		クマシデ	クマシデ		
			イヌシデ	シロシデ	
			アカシデ	シデノキ	
	ブナ	ブナ	ブナ	シロブナ	
			イヌブナ	クロブナ	
		コナラ	クスギ		
			アベマキ	コルククスギ	
			カシワ		
			ミズナラ	オオナラ	
			コナラ	ホウソ	
			イチイガシ		
			アカガシ	オオガシ、オオバガシ	
			ツクバネガシ		
			アラカシ		
			ウラジロガシ		
			クリ		
			クリ		
	ニレ	ケヤキ	ケヤキ		
		ニレ	ハルニレ		
	クワ	クワ	ヤマグワ	シマグワ	
	モクレン	モクレン	ホオノキ		
			コブシ	ヤマアララギ	
	カツラ	カツラ	カツラ		
	バラ	サクラ	ウワミズザクラ	ハハカ	
			エドヒガン		
			オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ	
			カスミサクラ		
			ヤマザクラ		
		ナナカマド	アズキナシ	ハカリノメ	
			イヌエンジュ	オオエンジュ	
	マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ		
	ミカン	キハダ	キハダ		
	カエデ	カエデ	ハナノキ		
			イロハモミジ	イロハカエデ	
			オオモミジ	ヒロハモミジ	
			ヤマモミジ		
			コハウチワカエデ	イタヤメイゲツ	
			ハウチワカエデ	メイダツカエデ	
			ウリハダカエデ		
			イタヤカエデ		
			メグスリノキ	チョウジャノキ	
	トチノキ	トチノキ	トチノキ		
	モチノキ	モチノキ	アオハダ		
	シナノキ	シナノキ	シナノキ		
	ミズキ	ミズキ	ミズキ		
	ウコギ	ウコギ	コシアブラ	ゴンゼツ	
			ハリギリ	センノキ	
	モクセイ	トネリコ	シオジ		
			ヤチダモ		
			アオダモ	コバノトネリコ	
	ゴマノハグサ	キリ	キリ		
	その他の郷土樹種				

参考資料：日本の野生植物（平凡社）

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は林床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効果的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることを基本とし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

(イ) 刈出し

刈出しは、稚樹の生育状況及び下層植生の繁茂の状況等に応じて、稚樹の周辺の刈払い又は林業用薬剤の散布を適切な時期、作業方法により行う。

(ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、天然下種更新の状況に応じて現地に適した樹種を選択し行うこととする。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、森林の健全性の維持・向上及び立木の育成の促進を図ることを旨とし、その実施に当たっては、将来の主伐・造林を見据え、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めることとする。

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して林木相互間の競合が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ表土の保全に支障が生ずる場合は時期を早めることとする。

具体的には密度管理図の収量比数（ R_y ）を基準とし、スギ・ヒノキについては 0.70、カラマツについては 0.65、アカマツについては 0.80 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数 0.30 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

イ 間伐の繰り返し期間は、上記アの密度管理に基づき、おおむね 10 年を目安としつつ、林冠がうっ閉する期間等を考慮し、適正な林分構造の維持に努めることとする。

ウ 間伐本数は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率で 20%～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）とする。

エ 育成複層林施業においては、上層木の間伐時（中間伐採）に下層木の間伐も実行する。

オ 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。なお、個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

カ 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢 ・ 回 数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下 刈	ス ギ	○	○	○	○														
	ヒノキ	○	○	○	○	○													
つる切	ス ギ						←○→				←○→								
	ヒノキ							←○→				←○→							
除 伐	ス ギ								←○→						←○→				
	ヒノキ									←○→						←○→			

注 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、森林施業の合理化や省力化等の観点を踏まえ、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上、適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作 業 種	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
下 刈			←	—	→							
つ る 切			←	—	→							
除 伐	←		—	—	—	—						→

注 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。

2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下 刈

植栽木の生育状況、下層植生の状況、立地条件等の現地の実態に即し、適切な時期、作業方法により実施することとする。

なお、可能な限り実施回数の削減に努めることとする。

b つる切

つる類の繁茂状況、目的樹種の生育状況、再生力抑制等を勘案して効果的な時期に行うこととする。

c 除 伐

目的樹種の成長を阻害するつる類やかん木類を対象とするが、植栽木であっても、形質不良木、被害木等については対象とし、確実な成林を図るため適期に実施する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法についての考え方は次に従い、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法は別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養^{かんよう}機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、

立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとする。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な配置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	61	179
うち林業専用道	7	9

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5m/ha以上

- 注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。
 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
 3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることとする。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じることとする。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
 該当なし。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業経営体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業従事者の確保・育成に努めることとする。

さらに、森林経営管理制度の導入を踏まえ、国有林野事業においても、同制度が円滑に機能するように貢献する観点から、同制度において活躍が期待される意欲と能力のある林業経営者の育成にも取り組むこととする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、コンテナ苗を活用した、立木の伐採と造林の一貫作業システムの導入等により、作業効率の向上や省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、建築物の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用、再生可能エネルギーとしての利用等の多様な分野の取組への協力に努めることとする。

(4) その他必要な事項

ア 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組に資するため、事業の効率化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と連携した施業の推進に努めることとする。

また、森林経営管理制度の導入を踏まえ、自ら森林経営を実施する市町村や、林業経営者を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組むこととする。

イ 山村の振興

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林

空間の活用を推進することとする。

ウ その他

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
豊橋市	1216～1222, 1224～1230, 1233～1265, 1280～1284	1,089.47	土砂流出防備保安林	
	1223	27.36	干害防備保安林	
	計	1,116.83		
新城市	205～212, 218～227, 231～235, 237	782.61	土砂流出防備保安林	
	計	782.61		
設楽町	5, 10～17, 19～55, 64～144, 146～152, 156～162, 165～179	4,755.74	水源かん養保安林	
	144, 145, 147, 153～155, 163～165, 180～186, 190	489.35	土砂流出防備保安林	
	9	36.72	山災H	
	158, 159	0.40	砂防指定地・山災H	
	計	5,282.21		
豊根村	(坂)1	27.75	山災H	
	計	27.75		

注 区域欄の()は、官行造林地名の略を示す。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法については、次表のとおり定める。

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

単位：ha

区分	森林の所在	面積	搬出方法
総数		8.76	
市町村別 内訳	設楽町	137ち, 164と	原則として架線集材による。
	豊橋市	1281い・た	

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域や下流都市部における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じることとする。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行うこととする。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細やかな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木補足式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては流域治水との取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等については、生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛

星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる、防護柵の設置・維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、それらの対策は、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等の結果を踏まえ適切に実施する。

(2) その他必要な事項

愛知県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に、捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫やナラ枯れをはじめとする森林病虫害等の被害対策については、関係機関及び地域関係者と連携して、早期発見、早期駆除に努め、被害が確認された場合は、民有林と連携し、被害の種類や状況に応じた防除対策を講じ、まん延防止を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

ニホンカモシカについては、ニホンジカの防除に併せて防護柵の作設等による防除に努める。ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープの使用等により未然防止に努めることとする。

野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての普及啓発に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

(4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、自然観察等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、高山植物をはじめとする貴重な野生動植物種の保護、樹木・土石等の盗採掘等防止のため、森林の巡視及び森林保護についての普及啓発に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら高山植物等盗採掘の未然防止に努めることとする。

ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生するおそれがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓発普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、市町村等の関係機関と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	384	377	7	118	114	3	266	263	4
うち前半5年分	192	189	3	39	38	1	153	151	2

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	1,480
うち前半5年分	849

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	274	20
うち前半5年分	123	6

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	単位 延長：km、面積：ha		
							うち前半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動車道	林業専用道	設 楽 町	弁 財 峠	0.90 (1)	92	0.90 (1)	①	110
〃	〃	〃	〃	寺 屋 敷	1.20 (1)	39	1.20 (1)	②	10
〃	〃	〃	〃	桶 小 屋 沢	0.70 (1)	34	0.70 (1)	③	50
〃	〃	〃	〃	出 来 山	0.90 (1)	27	0.90 (1)	④	88
				計	3.70 (4)	192	3.70 (4)		

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	単位 延長：km、面積：ha		
						うち前半 5年分	備考 (林班)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	設 楽 町	菜 畑	0.04 (1)	0.04 (1)	92	
〃	〃	〃	〃	栃洞金沢(栃洞)	0.03 (1)	0.03 (1)	101	
〃	〃	〃	〃	一 の 又	0.06 (2)	0.06 (2)	215	
				計	0.13 (4)	0.13 (4)		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち 前半5年分	備考
総数（実面積）	7,180	7,180	
水源涵養のための保安林	4,784	4,784	
災害防備のための保安林	2,396	2,396	
保健、風致のための保安林	135	135	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等該当なし。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森 林 の 所 在		治山事業施工 地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		うち前半 5年分		
設 楽 町	29～55, 107～127, 128～143, 168～179, 180～186・190	11	11	溪間工、山腹工	
新 城 市	231～235	2	2	溪間工	
豊 橋 市	1233～1255, 1280～1284	7	7	溪間工、山腹工	
計		20	20		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法
	市町村	区 域		
土砂流出防備保安林□	豊 橋 市	1263	16.98	別 紙 の と お り
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		1216, 1221, 1222, 1224～1230, 1233～1248, 1256～1262, 1280～1284	821.08	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		1263～1265	35.45	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立自然公園第3種特別地域		1248～1251	66.36	
土砂流出防備保安林 都市計画区域風致地区 県立自然公園第3種特別地域		1217～1220, 1252～1255	149.60	
干害防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		1223	27.36	
砂防指定地		1248～1251, 1264, 1265	1.94	
県立自然公園第3種特別地域		1219～1229, 1234～1245, 1252～1262, 1280～1284	16.68	
土砂流出防備保安林	新 城 市□	218～227, 237	484.16	
土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域		205～212	187.57	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		231～235	110.88	
国定公園第3種特別地域		205～212	6.25	
県立自然公園第3種特別地域		231～235	1.65	
水源かん養保安林	設 楽 町	102～120, 128～144, 146～152	1,282.41	
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		36～38, 40, 44, 53～55, 91, 92, 134, 156	92.59	
水源かん養保安林 県立自然公園第3種特別地域		5, 10～17, 19～38, 44～55, 64～101, 117～127, 156～162, 165～179	3,244.13	
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第3種特別地域		166	1.03	
水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第1種特別地域		43	14.32	
水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第2種特別地域		39～44	121.26	
土砂流出防備保安林		144, 145, 147	61.04	

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業 方法
	市町村	区 域		
土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域	設 楽 町	153～155, 180～186, 190	249.40	別 紙 の と お り
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		153～155, 163～165	175.43	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		153, 154, 190	2.39	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		155, 163～165	1.09	
砂防指定地		158, 159, 190	0.41	
国定公園第2種特別地域		39～41, 44	1.93	
国定公園第3種特別地域		36～38, 40, 53～55, 91, 92, 134, 153～156, 180～186, 190	8.19	
県立自然公園第3種特別地域		6～17, 19, 21～27, 29～38, 44, 45, 48～54, 64～74, 76～84, 86～101, 117～122,	191.76	
国定公園第3種特別地域	豊 根 村	(坂)1	27.75	

注1 区域欄には、当該区域の属する林班名を記載。

2 区域欄の（ ）は、官行造林地名の略称を示す。

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	主伐に係る伐採を禁止する。 また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。 ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。	
	皆伐	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。 間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。 間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲の材積とする。 植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
落石防止 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	- 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 - 単木択伐法は、次の規定により行う。 - 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 - 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	- 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 - 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 - 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 - 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 - 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 - 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。 - 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 1 伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 - 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については愛知県立自然公園条例等による。

(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。 1 砂防設備に工作物その他の物件又は施設を設け、継続して砂防設備を使用すること。 2 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいう。）に流入するおそれのある場所に、土石、砂れきその他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。 3 立竹木を伐採し、又は樹根を採取すること。 4 竹林を滑下又は地引きにより運搬すること。 5 土石の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をすること。 6 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘すること。 7 芝草を掘り取ること。	詳細は、愛知県砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成15年3月25日条例第4号）による。
特別母樹林	禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの（以下1～4）として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合	詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達）による。
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	禁伐とする。	詳細は、文化財保護法等による。
都市計画区域風致地区	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に制限を受けない。	都市計画法による。

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月に施行され、木材の利用を促進する主な対象が公共建築物から建築物一般に拡大するなど、木材の利用拡大を図る取組が進められている。

このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、地域で生産される木材のブランド化及び、需要動向に応じた木材の安定供給体制の構築を行っていくため、地方公共団体や地域の林業・木材産業関係者と連携・協力した取組を行うこととする。

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			7,553.06	
市 町 村 別 内 訳	豊 橋 市	1216～1230, 1233～1265, 1280～1284	1,135.45	施業方法については、 Ⅱ－第3－4（1）イ のとおり。
	新 城 市	205～212, 218～227, 231～235, 237～239	827.15	
	設 楽 町	5～17, 19～55, 64～186, 190, 213～217	5,590.46	

注 森林の区域は林班により表示。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		1,291.37	
市 町 村 別 内 訳	豊 橋 市	1233～1238, 1241～1245, 1251～1260, 1281～1284	施業方法については、 Ⅱ－第3－4（1）イ のとおり。
	新 城 市	205～212, 218～227, 237	
	設 楽 町	17, 37, 53, 68, 78, 95, 121, 137, 144, 145, 147, 153～155, 158, 159, 162～167, 186, 190	

注 森林の区域は林班により表示。

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		1,269.75	
市 町 村 別 内 訳	豊 橋 市	1216～1222, 1224～1230, 1233～1265	施業方法については、 Ⅱ－第3－4（1）イ のとおり。
	新 城 市		
	設 楽 町	35～44, 53～55, 91, 92, 121, 134, 153～156	

注 森林の区域は林班により表示。

別表 2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面 積
総 数				6, 240. 29
市 町 村 別 内 訳	豊 橋 市	ニホンジカ□	1216, 1221～1225, 1238～1243, 1246, 1280～1284	431. 95
	新 城 市	ニホンジカ□	211, 212, 218～226, 231～235	571. 26
	設 楽 町	ニホンジカ□	5～17, 19～38, 44～55, 64～179, 213～215	5, 237. 08

注 1 森林の区域は林班により表示。

注 2 附帯地等を含む。